

件 名	亀山市水道事業給水条例の一部 を改正する条例	建 設 部 上下水道局 上 水 道 室
-----	---------------------------	---------------------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

三重県企業庁が経営する水道用水供給事業の料金が、5年間の総括原価に基づき見直されます。これにより、市が給水を受ける北中勢水道用水供給事業北勢系長良川水系（以下「北中勢水道」といいます。）の基本料金が平成27年度から引き下げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

北中勢水道に係る給水を受ける場合の水道料金について、1月の基本料金を次のとおり改正します。 <別表第2関係>

	現 行	改 正 後
1月の基本料金 (基本使用水量1m <sup>3</sup> につき)	3,078円( )	2,797円20銭( )

( )消費税を含む額です。

### 3 その他

施行日は、平成27年4月1日とし、同年4月分として徴収する水道料金から適用します。

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 17 号

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業給水条例（平成 17 年亀山市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「3,078 円」を「2,797 円 20 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、平成 27 年 4 月分として徴収する水道料金から適用する。